

神戸市立路外駐車場条例及び道路法24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第10号

神戸市立路外駐車場条例及び道路法24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則

神戸市立路外駐車場条例及び道路法24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例（令和7年3月条例第38号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、令和7年10月1日とする。

神戸市告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都港区南青山5丁目1番22号
株式会社ジェーシービー
代表取締役会長兼執行役員社長 二重 孝好
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等
キャッシュレス決済を利用して納付する神戸市荒田公園駐車場にかかる駐車場使用料
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和7年8月5日

神戸市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
大阪府大阪市中心区今橋4丁目5番15号
三井住友カード株式会社
代表取締役 大西 幸彦
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等
キャッシュレス決済を利用して納付する神戸市荒田公園駐車場にかかる駐車場使用料
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和7年8月5日

神戸市告示第224号

道路法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務名
条例の規定に基づく使用料等の徴収業務
- 2 指定公金事務取扱者
神戸市東灘区青木 1 丁目 2 番 1 号
ポート産業株式会社
代表取締役 長谷 一俊
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 7 年 6 月 30 日
- 4 委託する期間
令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
駐車場使用料

神戸市告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年7月30日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年8月12日まで一般の縦覧に供する。

令和7年7月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	鴨子ヶ原第22号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目18番24地先から	新	24.60	5.50
		神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目18番25地先まで	旧	24.60	5.00

神戸市告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年7月30日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年8月12日まで一般の縦覧に供する。

令和7年7月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	灘 方 面 第 469号線	神戸市灘区神前町3丁目 443番地先から	新	3.30	最大 2.30 最小 2.10
		神戸市灘区神前町3丁目 444番1地先まで	旧	3.30	最大 2.20 最小 1.60

神戸市告示第227号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
富迫 佑貴(健康スタジオキラリ K i r a r i 鍼灸マッサージ院)	富迫 佑貴	大阪府東大阪市岩田町 4 - 3 - 3 9	令和 7 年 6 月 5 日
藤田 小春(きずな整体整骨院)	藤田 小春	神戸市長田区长田町 1 丁目 3 番 1 号	令和 7 年 6 月 1 日

神戸市告示第228号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定の辞退があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	辞退年月日
芦屋ウィメンズクリニック	芦屋市大原町 5 番 1 9 号	令和 7 年 6 月 30 日

神戸市告示第229号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ヘルパーステーションうさぎ	(新)神戸市中央区楠町6丁目2-8 (旧)神戸市中央区元町通7丁目3-2	有限会社ケイホワイト	神戸市中央区楠町6丁目2-8	令和6年5月18日	訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サービス(独自) その他の生活支援サービス (その他/定率)
訪問介護シエル	(新)神戸市長田区松野通1丁目10番7号 (旧)神戸市長田区水笠通3丁目5番22	合同会社ciel	神戸市長田区上池田4丁目10番3号	令和7年8月23日	訪問介護 訪問型サービス (独自) その他の生活支援サービス (その他/定率)

神戸市告示第230号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 29 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
クリオ訪問看護・リハビリステーション灘	神戸市灘区王子町 1 丁目 3 番 6 号	令和 7 年 6 月 1 日
訪問看護ステーションこもれび	神戸市垂水区小東山本町 2 丁目 1 0 番 2 6	令和 7 年 6 月 1 日

神戸市告示第231号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)医療法人社団うだ歯科医院	神戸市兵庫区西橋通1丁目1-1	令和7年6月6日
(旧)医療法人社団高橋歯科クリニック		
訪問看護ステーション アルメリア	(新)神戸市垂水区下畑町498番地2 (旧)神戸市兵庫区笠松通6丁目4番11号	令和7年4月1日

神戸市告示第232号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

花山手自治会

2 規約に定める目的

この会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。

(2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。

(3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。

(4) 福利、厚生等に関すること。

(5) 生活改善、文化、体育等に関すること。

(6) 防火、防犯等に関すること。

(7) 市政との協力及び他団体との連絡調整に関すること。

(8) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

この会の区域は、神戸市北区花山中尾台1丁目～3丁目とする。

4 主たる事務所

神戸市北区花山中尾台3丁目1番1号

5 代表者の氏名

岩本 洋美

6 代表者の住所

神戸市北区花山中尾台3丁目14番14号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

この会は、総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。

11 認可年月日

令和7年7月17日

神戸市告示第233号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20250003	令和7年7月17日 (令和7年4月13日から令和12年4月12日までに支出された寄附金)	特定非営利活動法人 海 理事長 田中 立信 神戸市兵庫区上沢通8丁目6-7

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可の申請に関し、同条第15項の規定により次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係者で意見のある人は御参集ください。

令和7年7月29日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

1 許可しようとする建築物の建築の計画

(1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

神戸市東灘区御影郡家2丁目12番1号

公益財団法人 香雪美術館 理事長 吉田 慎一

(2) 建築物の敷地の所在

神戸市東灘区御影郡家2丁目312番2、3

(3) 建築物の用途

美術館

(4) 工事の種別

新築

(5) 建築物の構造及び規模

ア 構造

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

イ 規模

敷地面積	3,107.68 平方メートル
建築面積	992.55 平方メートル
延べ面積	1,535.01 平方メートル
階 数	地上2階地下1階

2 意見の聴取の期日及び場所

(1) 期日

令和7年8月7日（木）午後2時30分から

(2) 場所

神戸市東灘区住吉本町2丁目29番15号 施設名 甲南学園平生記念館 2階 小会議室

3 連絡先

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話078-595-6553

4 その他

当日は午後2時から会場にて受付を行います。

会場では感染症対策にご協力をお願いします。

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和7年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
大隆貿易株式会社 代表取締役 楊 建隆
神戸市中央区山本通3丁目16番1号

- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
積水ハウス株式会社 西日本特建支店 一級建築士事務所 銅田 芽維
大阪市北区大淀中1丁目1番93号 梅田スカイビル
06-6440-3537

3 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市中央区加納町3丁目1-15の一部、1-16の一部、1-17の一部、1-32、1-33
(2) 敷地面積 約 344平方メートル
(3) 建築面積 約 260平方メートル
(4) 延べ面積 約2,382平方メートル
(5) 高さ 約33.4メートル
(6) 構造 鉄筋コンクリート造
(7) 階数 地上11階、地下0階
(8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年7月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土 地 の 表 示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	押部谷町和田	内町	1037 番のうち 別図の斜線部分	637 m ² のうち 14.4 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年7月29日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年7月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン長田南ショッピングセンター
神戸市長田区東尻池新町1番20号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	所在地
マックスバリュ長田南店	神戸市長田区東尻池新町1番20号

(変更後)

名称	所在地
イオン長田南ショッピングセンター	神戸市長田区東尻池新町1番20号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2丁目3番16号	代表取締役 平田 炎	

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2丁目3番16号	代表取締役 西峠 泰男	令和7年4月18日 代表者変更

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2丁目3 番16号	代表取締役 平田 炎	
株式会社パー ティーハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の3	代表取締役 大桑 俊男	
ウエルシア薬 局株式会社	東京都千代田区外神田2丁 目2番15号	代表取締役 松本 忠久	
株式会社大創 産業	広島県東広島市西条吉行東 1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二	
株式会社ビジ ョンメガネ	大阪市西区南堀江3丁目 14番12号	代表取締役 安東 晃一	
株式会社 ACN モバイル	大阪市西区靱本町1丁目4 番17号	代表取締役 榎本 俊秀	令和6年1月31日 退店

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2丁目3 番16号	代表取締役 西峠 泰男	令和7年4月18日 代表者変更
株式会社パー ティーハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の3	代表取締役 大桑 俊男	
ウエルシア薬 局株式会社	東京都千代田区外神田2丁 目2番15号	代表取締役 田中 純一	令和5年3月1日 代表者変更
株式会社大創 産業	広島県東広島市西条吉行東 1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二	
株式会社ビジ ョンメガネ	大阪市西区南堀江3丁目 14番12号	代表取締役 安東 晃一	
株式会社プラ ザクリエイト	東京都中央区晴海1丁目8 番10号	代表取締役 新谷 隼人	令和6年5月1日 出店

3 変更の年月日

(1)令和7年6月17日

(2)2のとおり

(3)2のとおり

4 変更する理由

(1)社内呼称にあわせるため

(2)2のとおり

(3)2のとおり

5 届出年月日

令和7年6月17日

6 縦覧期間

令和7年7月29日から令和7年12月1日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課